

兵庫労働局 発表
平成 21 年 8 月 27 日

担 当	労働基準部 安全課
	安全課長 家本 和宜
	広報担当 林 修
	電話 078-367-9152
	FAX 078-367-9166

秋の交通労働災害防止運動の取組みについて

兵庫労働局(局長 白川 欽也)では、今年度も9月1日から9月30日までを「秋の交通労働災害防止運動」期間と定め、県内の事業場を対象として、交通労働災害の防止に向けた取組みを展開することとしている。

兵庫県内の交通事故による労働災害は、死亡災害では、毎年、全体の20～40%程度を占めている。死亡災害を業種別にみると、「新聞販売業」と「道路貨物運送業」の占める割合が比較的高いことから、今年度も「新聞販売業」と「道路貨物運送業」を重点業種とし、その他全業種を対象として、別添の「秋の交通労働災害防止運動実施要綱」に基づき、県内の事業場において積極的な運動を展開することとしている。

なお、本運動は、18年度から実施している。

(別添資料)

1. 秋の交通労働災害防止運動実施要綱
2. 兵庫県における交通労働災害の発生状況
3. 秋の交通労働災害防止運動の実施について(通達)

秋の交通労働災害防止運動実施要綱

主唱

兵庫労働局
県下各労働基準監督署

協賛

兵庫労働局交通労働災害防止関係機関
国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県・
兵庫県警察・社団法人兵庫労働基準連合会・
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部・
社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部・
神戸新聞社

1 趣旨

兵庫県における平成 20 年の労働災害による死亡者数は 49 人で、前年の 58 人に比較して 9 人減少した。死亡者総数のうち、交通労働災害による死亡者数は 13 人で前年より 1 人減少したが、全体に占める比率は 27 パーセントと、依然として大きな割合を占めている。業種別では、新聞販売業が 4 人、道路貨物運送業が 3 人、警備業が 2 人などとなっている。

一方、県内の平成 20 年の労働災害による死傷者数は 5,333 人であったが、そのうち交通労働災害によるものは 365 人で、新聞販売業が 60 人、通信業が 52 人、道路貨物運送業が 49 人、道路旅客業が 48 人などとなっている。

以上のように、交通事故による死亡労働災害は、全体の死亡労働災害の中で大きな割合を占めており、死亡労働災害を減少させるに当たり、交通労働災害を減少させることが重要な課題である。

このため、秋の全国交通安全運動期間を含む 9 月を「秋の交通労働災害防止運動」（以下「防止運動」という。）月間と定め、事業者はもとより行政、災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することとする。

なお、死亡災害の中では、新聞販売業と道路貨物運送業の占める比率が高いことから、新聞販売業、道路貨物運送業を重点業種とする。

2 実施時期

平成 21 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで

3 対象業種

新聞販売業と道路貨物運送業を重点業種として、その他全業種を対象業種とする。

4 目標

交通労働災害の防止

（特に交通死亡労働災害ゼロ、交通労働災害の大幅減少を目指す。）

5 実施事項

(1) 兵庫労働局

- ア 行政・災害防止団体・業界団体等への防止運動推進の文書要請
- イ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場指導時に防止運動を要請
- イ 自動車(道路貨物運送業)監督時に防止運動を周知

(3) 協賛者

- ア 事業場が行う防止運動活動に対する支援
- イ 機関誌等による広報活動

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
- ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。

(イ) 防止運動として、交通労働災害防止の研修実施

イ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の①、④、⑤、⑥、⑦の事項

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(死亡災害被害者の多くが高齢者によるもの)

(エ) 次の事項を推進する。

- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
- ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
- ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
- ⑤ 配達時において「安全作業のポイント7」を励行させる。

ウ 道路貨物運送業

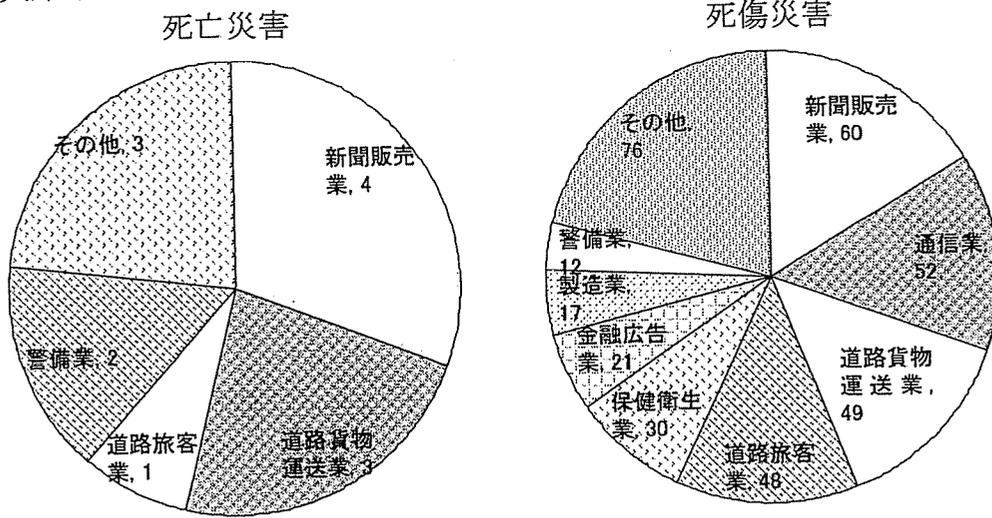
(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

- ① リスクアセスメント(危険有害性の調査)を進める。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

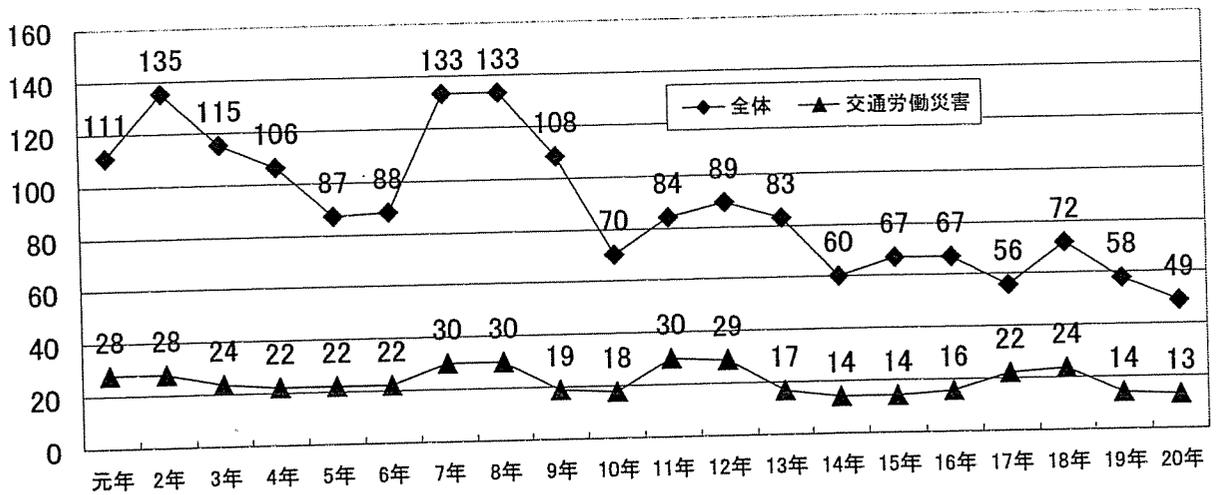
(参考)

兵庫県内の平成 20 年交通労働災害発生状況(単位：人)



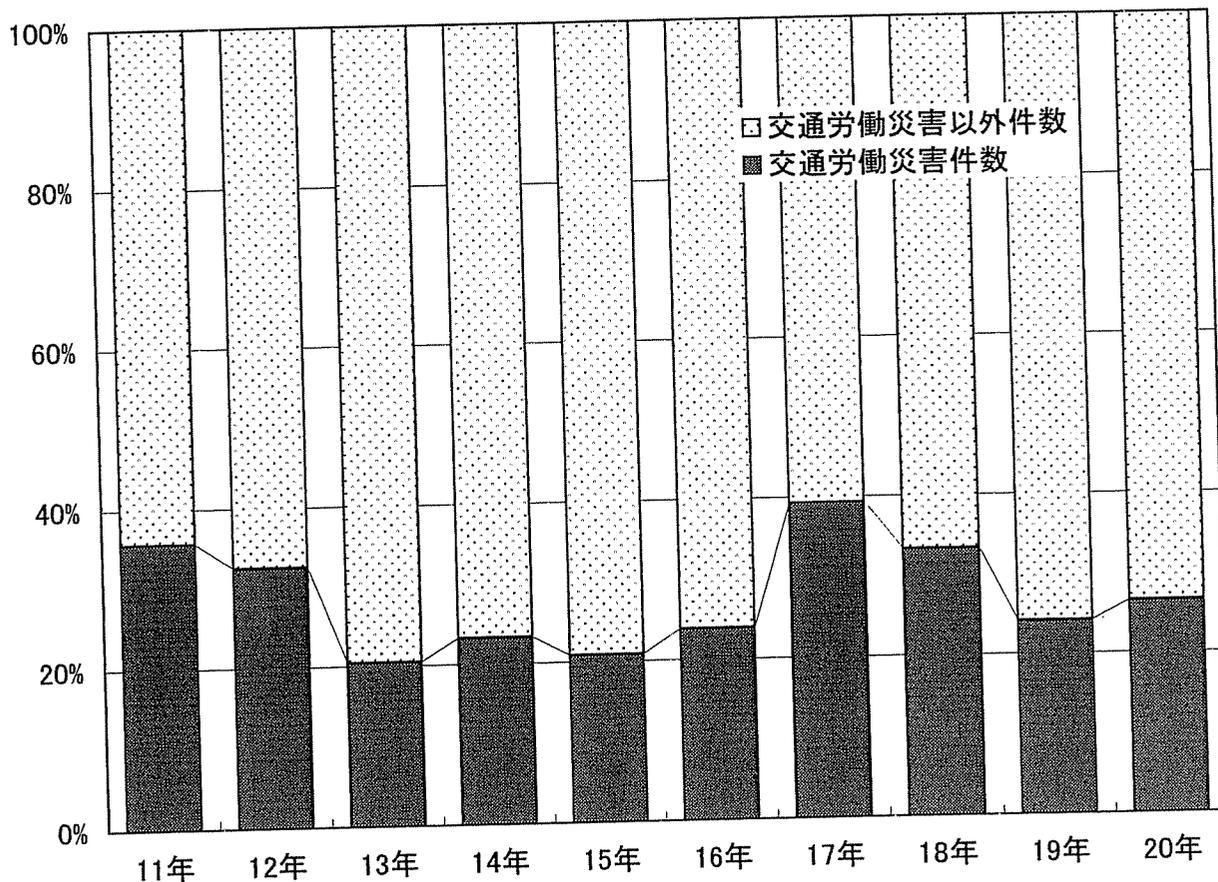
注) 死傷災害：死亡及び休業4日以上の災害

兵庫県内死亡災害発生状況(平成元年～平成20年)(単位：人)



兵庫県における交通労働災害の発生状況

1 死亡労働災害のうち、交通労働災害の占める割合



年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
全体の労働災害件数	84	89	83	60	67	67	56	72	58	49
交通労働災害件数	30	29	17	14	14	16	22	24	14	13
交通労働災害以外件数	54	60	66	46	53	51	34	48	44	36
全体に占める交通労働災害の割合 (%)	36	33	20	23	21	24	39	33	24	27

2 業種別交通労働災害発生状況

(1) 死亡災害

区分	新聞販売業	道路貨物運送業	道路旅客業	警備業	建設業	その他	合計
18年	6	8		1	2	7	24
19年		3	1	1	3	6	14
20年	4	3	1	2		3	13

(2) 休業4日以上の死傷災害

区分	新聞販売業	道路貨物運送業	道路旅客業	警備業	建設業	通信業	保健衛生業	金融広告業	商業(新聞販売業除く)	製造業	その他	合計
18年	54	55	56	19	21	78	25	25	26	13	41	413
19年	58	42	34	14	23	57	24	24	22	23	49	370
20年	60	49	48	12	6	52	30	21	18	17	52	365

3 平成21年1月～7月の業種別交通労働災害発生状況

区分	新聞販売業	道路貨物運送業	道路旅客業	警備業	建設業	通信業	保健衛生業	金融広告業	商業(新聞販売業除く)	製造業	その他	合計
死亡災害					1							1
死傷災害	21	17	16	2	3	15	9	14	12	7	14	130

秋の交通労働災害防止運動の実施について(通達)

- 1 協賛団体あて取組み要請文書
- 2 労働災害防止団体等あて取組み要請文書

兵労発基第639号の2
平成21年7月31日

別記機関の代表者 あて

兵庫労働局長

秋の交通労働災害防止運動の実施について

時下、ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に当たりまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、兵庫労働局といたしまして、交通労働災害防止対策を効果的に推進するため、今年度におきましても別添のとおり「秋の交通労働災害防止運動実施要綱」を策定し、同要綱に基づき運動を実施することとしたところです。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、本要綱に基づいた積極的な活動を展開されますようご依頼申し上げます。

別記

協賛依頼先	要請先
国土交通省神戸運輸監理部	兵庫陸運部長
兵庫県	兵庫県知事
兵庫県警察	兵庫県警察本部長
社団法人兵庫労働基準連合会	会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	兵庫県支部長
社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部	近畿地区本部長
神戸新聞社	

兵労発基第688号
平成21年8月21日

別記機関の代表者 あて

兵庫労働局長

秋の交通労働災害防止運動の実施について

時下、ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に当たりまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、兵庫労働局といたしまして、交通労働災害防止対策を効果的に推進するため、今年度におきましても別添のとおり「秋の交通労働災害防止運動実施要綱」を策定し、同要綱に基づき運動を実施することとしたところです。

つきましては、貴団体におかれましても本運動の趣旨をご理解いただき、本要綱に基づいた積極的な活動を展開されますようご依頼申し上げます。

別記

関係機関	代表者
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部	支部長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県 総支部	総支部長
林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県 支部	支部長
(社)建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部	支部長
(社)日本クレーン協会 兵庫支部	支部長
(社)日本ボイラ協会 兵庫支部	支部長
(社)日本労働安全衛生コンサルタント会兵 庫支部	支部長
RSTトレーナー会兵庫県支部	支部長
独立行政法人労働者健康福祉機構 兵庫産業 保健推進センター	所長
(社)兵庫県タクシー協会	会長
(社)兵庫県バス協会	会長

(参考)

配達時における安全作業のポイント 7

- 1 出発前にライト、ウインカー、ストップランプ、ブレーキなどを点検しましょう。
- 2 バイクを運転するときは、必ずヘルメットをかぶり、「あごひも」を締めましょう。
- 3 危険な箇所や、過去にヒヤリとしたり、ハットしたりした場所を書き込んだ、交通安全マップを作り、活用しましょう。
(他の作業者への貴重な情報となります。)
- 4 見通しの悪い交差点、広い道路に出る時、また、踏切では、必ず一時停止をし、目で見て声を出して、「右ヨシ！左ヨシ！」と安全確認をしましょう。
- 5 早朝の交差点などは、交差点に近づく他の車の動きをみるため、信号が青でも徐行して、必ず左右を確認しましょう。
- 6 雨の日や強風などの悪天候のときは、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転しましょう。
- 7 急ぐあまり、階段の2段とびは止めましょう。また、足下の安全を十分確認しましょう。

兵庫

秋の交通労働災害防止運動

平成21年9月1日から9月30日まで

睡眠時間の確保に配慮した労働時間の管理、適正な走行計画の作成、乗務開始前点呼の実施等に心がけましょう！

重点業種

- 1 新聞販売業
- 2 道路貨物運送業

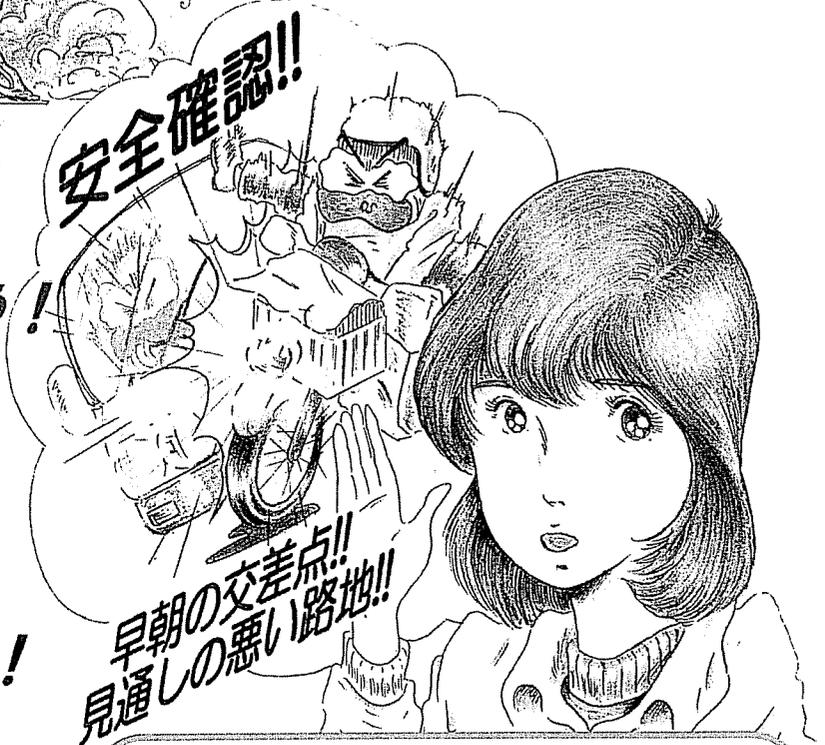
その他全業種を対象



過労運転・

過積載を撲滅しよう！

信号のない交差点・
急な飛び出しに注意！



- 1 交通労働災害防止のための管理体制を確立していますか。
- 2 安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定等を行いましょ。
- 3 安全委員会等で交通事故防止のための調査審議を行いましょ。
- 4 適正な労働時間の管理と走行管理を行いましょ。
- 5 交通労働災害防止のための教育を行いましょ。
- 6 健康診断の結果に応じた適切な事後措置を行いましょ。

主唱 兵庫労働局・各労働基準監督署

協賛 兵庫交通労働災害防止関係機関

国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県・兵庫県警察・(社)兵庫労働基準連合会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部・(社)日本新聞販売協会近畿地区本部・神戸新聞社